令和５年３月１３日

泉大津市高齢介護課

**一般介護予防事業の感染予防ルールについて（改訂令和５年３月１３日）**

1. **適切な距離の確保**

参加者同士の適切な距離の確保が困難な場合は、人数制限を行う。

1. **会場に規則があれば、それに従うこと。**
2. **窓を開けて換気をしながら実施する。**
3. **体調不良の際は、参加しない。**
4. **手洗いの徹底**
5. **マスクの着用**

原則着用は個人の判断としますが、指導員の指示があれば、マスクを着用するものとする。

感染予防のために、ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ先

泉大津市保険福祉部高齢介護課

担当：山村

０７２５－３３－１１３１（内線２１９２）